

答弁書第三五号

内閣参質一六五第三五号

平成十八年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 扇 千 景 殿

参議院議員藤末健三君提出会計基準及び株式市場上場審査基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

C

O

参議院議員藤末健三君提出会計基準及び株式市場上場審査基準に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の事例については、その内容が必ずしも明らかでないことからお答えすることは困難であるが、会計監査は、経営者の作成した財務諸表が、「固定資産の減損に係る会計基準」や「ストック・オプション等に関する会計基準」等の、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績等を適正に表示しているかどうかについて、個別具体的な状況に即して適切に行われるべきものである。

また、「会計基準などの裁量による運用」等に係るお尋ねについては、個々の会計基準は適正な開示を確保する観点から、必要に応じ明文化され、公表されることが適当であると考えているが、財務諸表の作成、監査に当たっては、個別具体的な状況に即した適切な判断が行われる必要があるものと考えている。

二について

御指摘の「株式上場審査の基準の変更がないにもかかわらず、申請への対応や事前相談への対応が変更されている」ことについては、その内容が必ずしも明らかでないことからお答えすることは困難であるが、

証券取引所の上場基準は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき、証券取引所ごとに定められており、個々の申請会社の上場に当たっては、株主数、利益の額等の形式基準並びに企業の継続性及び収益性や企業経営の健全性等の實質基準に照らして適切に審査される必要があるものと考えている。